

法改正  
65歳雇用義務化に対応  
待ったなし！！

参加特典付

オーナー経営者さまに直接お伝えする！

## 「60歳以上の給料の決め方」&

「退職金制度の見直し方」セミナー

### ●第1部●「60歳以上の給料の決め方」

～平成25年4月より原則65歳までの雇用が義務化されました！～

従来、60歳を超える従業員を雇用するかどうかは、労使協定により勤務態度・能力・業績評価などの基準を適用できていましたが、法律が改正（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律）され、平成25年4月からは60歳の定年を迎えた従業員が60歳以降も継続雇用を希望する場合は全員雇用することが義務付けられました。つまり会社としては望ましくない従業員も雇用する義務が生ずることになります。

その背景には今までは60歳から受給できていた厚生年金（報酬比例部分）の支給開始年齢が61歳以降となり、生年月日により順次支給開始年齢が下がることがあります。つまり、公的年金の空白が生まれますので、法律で65歳までの継続雇用を義務付けました。

今回のセミナーはこの法改正にどう対応するのか？という内容です。

（セミナーの主な内容）

#### ●60歳以上の給料は定年時の80%などとしてはいけない

60歳以上の給料の決め方は、「ただ何となく」ではなく、ちゃんとした考え方で決めるべきです。

#### ●幹部の給料はやる気を重視する

幹部とは、部長、工場長などの中核人材、中小企業では得難い人材であり財産です。そういう方達はプライドを重視すべきです。やる気を重視する給料の決め方があります。

#### ●幹部以外の給料は評価を重視する

幹部以外の給料は評価を重視しましょう。評価は本人の技能と人間性で行います。期待通りに働いてもらえ方、期待通りの働きができない方、それなりの給料とすべきです。

#### ●60歳以上の給料は公的年金と雇用保険をある程度考慮する

これからの60歳以降の給料は、年金と雇用保険の給付はある程度考慮しますが、会社の貢献度を優先して決めるシンプルな方法を提案します。

#### ●60歳以上でも安心して働いてもらうための雇用契約書と就業規則をどう作成するか

雇用契約書による労働条件を明示することと、雇用契約書の根拠となる嘱託就業規則を作成することです。そうすることで、従業員は安心して働けますし、やる気のない従業員には辞めてもらうことができます。

★セミナー参加特典 就業規則&賃金分析 無料診断

（裏面へ続く）

(裏面より続き)

## ●第2部●「退職金制度の見直し方」

### ～税制適格退職年金制度の廃止に続き、厚生年金基金も廃止か？ どうなる？これからの退職金制度～

今、一部の企業で退職金制度が大きな経営問題となっています。  
相次ぐ退職年金制度の廃止や積立不足……。問題となっているさまざまな制度を利用していなければ本当に大丈夫なのでしょうか？退職金制度の問題は経営リスクとして顕在化しづらいという大きな特徴を持っています。日々退職金の支払いが生じているわけではありませんので、リスクは潜在化しています。しかしながら、一旦経営問題として顕在化すると金額が一般的に大きなものなので、取り返しのつかない経営問題に発展する危険性があります。経営問題に発展する前にどう対応していったらよいのでしょうか？

(セミナーの主な内容)

- 潜在化している退職金制度の危険性
- 退職金の支払いトラブル事例検証
- AIJ問題は対岸の火事ではない！
- 厚生年金基金の行方
- 勝手に変更出来ない退職金規定
- 退職金制度の改革が急務である理由
- 退職金の相場
- 会社貢献型の退職金制度とは
- 不利益変更に対応すべきか
- 自社の退職金の将来負担額を予測する

★セミナー参加特典 退職金無料分析

#### 第1部担当セミナー講師紹介

##### 阿部 毅

(株)横浜賃金労務管理オフィス 代表取締役  
社会保険労務士 阿部事務所 代表

平成17年 神奈川県社会保険労務士会 登録  
県内中小企業を中心に労務顧問として就業規則の作成や賃金制度の構築、様々な労務相談に携わり、労務管理のサポートにあたる。  
就業規則作成の実績は100社以上にのぼる。また、商工会議所や保険会社等主催の経営セミナー講師としても活躍している。



#### 第2部担当セミナー講師紹介

##### 濱田 勝則

プルデンシャル生命保険(株)多摩支社 勤務  
ライフプランナー

【国家資格】社会保険労務士

1級ファイナンシャル・プランニング技能士

「身軽で柔軟な退職金制度により雇用安定に資する」をモットーに生命保険活用の一環として中小企業の退職金制度の構築を手掛ける。  
大手人事会計ソフト会社主催セミナー等講演実績。

<http://myip.prudential.co.jp/lp/page/katsunori.hamada>



#### ■セミナー開催要項

テーマ「60歳以上の給料の決め方」&「退職金制度の見直し方」セミナー

#### ■日時・場所

平成25年2月19日(火曜)13時30分～16時45分 神奈川中小企業センタービル(JR関内駅徒歩5分)

■対象者 オーナー経営者さま・役員さま・人事労務担当者さま※金融機関や経営コンサルタント等の方はご遠慮下さい

■受講料 1社(2名様まで) 15,750円・消費税込み※以前当主催者セミナー受講歴のある場合はお申し出下さい。ご優待料金有り。

※受講料は1名様でも2名様でも同じです。オーナー経営者さまと人事労務担当者の方とぜひお二人でお申込み下さい。効果倍増します！！

■申し込み方法 同封の申込書をFAX下さい。折返し会場案内図・受講料お振込先をご案内致します。

■定員 20名様(先着順)

■申込先 主催・横浜賃金労務管理オフィス FAX 045-201-7134

#### 【連絡先】セミナー事務局・主催

横浜賃金労務管理オフィス (担当:桑原)

〒231-0013 横浜市中区住吉町1-6 MPS関内306

TEL045-201-7154 FAX045-201-7134

e-mail [info@yokohama-sr.com](mailto:info@yokohama-sr.com) HP <http://www.yokohama-sr.com>

共催 プルデンシャル生命保険(株)多摩支社

#### 個人情報保護の取り扱いについて

主催・共催機関では個人情報に関する法律に基づいてお客様の個人情報を厳正に取り扱っております。尚、お客様の個人情報は本セミナーに関する参加申し込み受付、連絡、今後の関連情報の提供等に使用させていただきます。